

第4章

産業振興ビジョンの推進

1 関係主体の役割

本ビジョンに沿った地域経済の活性化の施策や取組を着実に実行し、市ににぎわいと活力をもたらすためには、行政だけではなく、事業者、産業経済団体、市民、がそれぞれの役割を認識し、責務を果たしつつ、互いに連携・協働した取り組みを進めていくことが重要となります。

また、変化する社会経済情勢及び国や県の産業政策に柔軟に対応していくことが必要となります。

関係主体	主な役割
事業者	事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、人材育成、従業員の福利厚生 の向上、雇用の拡大並びに消費生活の安定及び安全を確保することに努め る。
産業経済団体	産業経済団体は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力による組み 組みを支援し、事業者や関係各機関との連携や交流の促進や市が行う産業の振 興に関する施策に協力するよう努める。
市民	市民は産業の振興が市民生活の維持及び向上、地域経済の循環並びに雇用 の拡大に寄与することを理解し、地産地消に取り組む等の振興に協力する よう努める。
行政	市は産業振興条例における市の責務を踏まえながら、事業者や関係機関等 と協力して各産業の交流と連携を促進し、産業振興における施策、戦略を 計画的かつ効率的に実施する。

2 産業振興ビジョンの推進体制等

本ビジョンに沿った地域経済の活性化の施策や取組は、総合計画の基本計画と実施計画事業として取り組み、産業振興条例の規定により設置されている産業振興ネットワークにおいて議論し決定するものとします（イメージ参照）。

また、各個別事業の進行管理については、産業振興ビジョンの中で行わず総合計画の実施計画上でいき、産業振興ネットワークには適時報告します。

産業振興ビジョンの中間年度には、それまでの取組の見直しを行うとともに、最終年度に取組全体の総括を行い、それを踏まえた次期産業振興ビジョンの策定を行うこととします。

産業振興ネットワーク構成員

	委員構成	委 員	人数
1号委員	学識経験者	大学や研究機関などの代表者	2人
2号委員	産業経済団体	商工会などの経済団体の代表者	3人
3号委員	事業者	農業・商業・工業関係からの 事業者代表者	6人
4号委員	市民	一般市民	3人
5号委員	その他	金融機関からの代表者	1人

※白井市産業振興条例第8条に定める産業振興ネットワーク委員

(イメージ)

